

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	寝屋川市 国民年金に関する事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寝屋川市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 国民年金事務
②事務の概要	①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構へ報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 項番46 別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部戸籍・住基担当
②所属長の役職名	市民サービス部課長(戸籍・住基担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民サービス部戸籍・住基担当 〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12-16 072-813-1211
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系へは静脈認証、国民年金システムへのアクセスについては、ID・PWを必要としている。人事異動の都度管理権限を持つ職員がアクセス権限の設定・解除をすることで不正アクセスがないよう徹底している。特定個人情報を含む書類については、専用の施錠付きキャビネットにて管理している。以上のことから、「権限のない者」によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	所属長	三木 哲男	林 幹雄	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年1月31日	対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月15日	所属長の役職名	林 幹雄	市民室長	事後	
平成31年3月15日	対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年3月15日	取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年3月15日	「3.個人番号の利用」の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務	事後	
平成31年3月15日	IV リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	対象人数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	市民生活部市民室市民課072-824-1181	市民サービス部戸籍・住基担当072-825-2204	事後	
令和2年7月3日	部署	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	市民室長	戸籍・住基担当課長	事後	
令和3年9月21日	請求先	072-825-2195	072-813-1211	事後	
令和4年9月13日	対象人数	2020/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年9月13日	取扱者数	2020/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年9月21日	所属長の役職名	戸籍・住基担当課長	市民サービス部課長(戸籍・住基担当)	事後	
令和5年9月21日	対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年9月21日	取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年11月21日	対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年11月22日	取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年11月23日	3.個人番号の利用の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令	事後	
令和6年11月23日	3.個人番号の利用の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(追	事後	
令和6年11月23日	3.個人番号の利用の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 項番46	事後	
令和8年1月19日	連絡先	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1	〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12-16	事後	
令和8年1月19日	対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和8年1月19日	取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事後	